

令和5年（2023年）4月14日

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項により、令和5年（2023年）2月22日付けで次の5法人の設立の認証を取り消しました。

1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

2 取消しとなった法人の概要

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 北海道地域福祉支援 センター	小樽市朝里川温泉1丁目 306番地39	この法人は、社会福祉の専門家たちにより、さまざまな社会福祉サービスを画一的ではなく、利用者個々のニーズに沿って提供し、老いても障害を持って、人間として尊重し、健全な自立生活の維持促進を支援し続けることを目的とする。
特定非営利活動法人 グループホームりん ご畑の家	亀田郡七飯町鳴川5丁目 266番地9	この法人は、中途障害者に対して、グループホーム及び共同作業所等に関する事業を行うとともに、社会参加・社会復帰の機会を提供し、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ソーシャル・エイジェン シー協議会	函館市富岡町1丁目42 番5号	倫理の精神に則り、ノーマライゼーションの理念（すべての人々は幸せになる権利を有す）に基づき、誰しものが住み良い街づくりのために、会員の特技や専門的な知識を集結し、地域環境しいては地球環境の最善につながる活動をまい進する中で、身近な問題でもある人の健康や地域環境に直接寄与する食べ物の生産・廃棄物の循環状況や、自然の力（エネルギー）の見直しを基に、人の健康と地球環境の健全化を促す、ECO エネルギーやスローフードを推奨・実行し、持続可能な循環型社会の構築と言う具体策によって、北海道が元気になるような創生の輪を広げ、多くの人々に貢献することを目的とする。
特定非営利活動法人 きたおん	札幌市中央区宮の森3条 11丁目1番34号	この法人は、希望と感動を与え、生活に潤いと活力をもたらす地域に根ざした音楽・芸術文化を創造することで地域文化の増進を目指すとともに、地域と暮らしに根ざした音楽、演劇、演芸等のイベントや地域文化の掘り起こしと併せて誰もが楽しめる公演の機会を提供し、もって生きがいと活気のあるまちづくりの実現と文化の振興に寄与することを目的とする。

<p>特定非営利活動法人 フィールドノーツ</p>	<p>札幌市北区あいの里 4 条 2 丁目 6 番 22 号</p>	<p>この法人は、一般市民および障がい者等、就労施設、児童養護施設、団体等に対して、就労、就学、高等教育学修の包括的な地位向上に関する事業を行い、一般市民および障がい者の福祉等に寄与することを主たる目的とする。一般市民および障がい者等に対して就労研修、人材育成研修等の支援し職業紹介等を行うことで就労場所の拡大と就労の定着率を高め障がい者の社会参画を進める事を目的とする。ユニバーサルデザインの研究、提案、提供、普及の推進を目的とします。</p>
-------------------------------	--	---

参考～特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の関係条項]

第 2 9 条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第 4 3 条（設立の認証の取消し）第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 2 9 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。